

子宮頸がん予防ワクチン

■対象者 中学1年生の女子

※ただしこれは標準的な接種期間（病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間）ですので、この間に接種できなかった場合でも高校1年生の間まで接種可能です。

■ワクチン

子宮頸がん予防ワクチンには「サーバリックス」と「ガーダシル」の2種類があります。医師と相談の上、どちらか一つを選んで接種してください。どちらのワクチンでも子宮頸がんに対する予防効果に違いはありません。
※両方のワクチンを接種することはできません。必ず1回目と同じワクチンを続けて接種してください。

サーバリックス	接種間隔			
	予防できるHPVの型	HPV16・18	予防できる病気	子宮頸がん

ガーダシル	接種間隔			
	予防できるHPVの型	HPV6・11・16・18	予防できる病気	子宮頸がん・尖圭コンジローマ

■実施場所 「子宮頸がん予防ワクチン実施医療機関一覧表」記載の医療機関にて実施（事前に医療機関に予約してください）

■予防接種当日の持ちもの 母子健康手帳

過去に受けた予防接種の種類と間隔を確認するために必要です。母子健康手帳がないと、原則として接種できません。

■接種方法 肩に近い腕の筋肉に注射します。

接種される前に、必ず裏面をお読みください

※八王子市・日野市・多摩市・稲城市での予防接種を希望する場合は、「子宮頸がん予防ワクチン実施医療機関一覧表」の裏面をご確認ください。

※やむを得ず町田市・八王子市・日野市・多摩市・稲城市以外の医療機関で予防接種を希望される方は、事前に書類を提出していただく必要があります。接種する10日前までに保健予防課へご連絡ください。

※接種は保護者の同伴が必要ですが、13歳以上の方は同伴なしでも接種ができます。（裏面参照）

事前に医療機関から予診票を受け取り、予診票と下記の同意書に保護者の方がご記入の上、医療機関に持参させてください。同意書と予診票に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。

八王子市・日野市・多摩市・稲城市で接種する場合は、医療機関に備えつけの予診票と同意書を使用してください。

ただし、接種後に注射による痛みや心因性の反応による失神（迷走神経反射）がおこることがあるので、保護者の同伴をお勧めします。

同意書

子宮頸がん予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させることに同意します。

保護者自署
住所
緊急の連絡先

子宮頸がん予防接種を受けるに当たっての説明

保護者の方へ:必ずお読みください。

【13歳以上のお子様をお持ちの保護者の方へ】

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上の方への子宮頸がん予防接種については、保護者がこの記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合には、同意書(裏)と予診票(事前に医療機関から受け取ってください)に保護者自ら署名することによって、保護者が同伴しなくても接種ができるようになりました。

※当日は母子手帳に加え、保護者の署名済みの同意書と予診票を必ず持参させてください。

同意書に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に疑問等があれば、かかりつけ医や保健予防課にあらかじめ確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてください。

1 ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のもは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス(HPV)のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、**予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。**予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

○主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応(疼痛、発赤、腫脹)です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)等が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課へご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行くことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適當な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。